



薩摩寒蘭の花



新改 幸一議員

町花「薩摩寒蘭」を大事に守ろう

て馥郁とした香りは、日本的な美の極致として、古くから人々に愛されてきている。昭和六〇年に

宮之城町三〇周年記念行事の一環として、町花に指定された。昨今、希少野生生物の絶滅等が心配され、これらの保護運動が高まり、県では寒蘭の山採りを禁止する希少動

植物保護条例を検討中で、違反者は一年以下の懲役か、五〇万円以下の罰金が科せられるとの報道がなされた。薩摩寒蘭についでは、県から乱獲防止を含めて、何か指導があったのか。

北村町長 紫尾山や川内川流域は県立自然公園で、二、〇三七haが普通地域に指定されている。普通地域には、植物の採取規制はない。自分の山で楽しむのは問題ないが、他人の土地からの採取は、盗掘にあたる。本町でもボランティアによるバトル等を実施していた

だいているところである。

である寒蘭のさらなる振興が両立できるよう「乱獲防止条例等」を制定する考えはない。また今、町村合併が進むなか、新しい町の花にも「薩摩寒蘭」を指定していただくよう願いたい。

新改議員 町内の寒蘭爱好者は、ある程度マナーを守り、山採りをされているが、現今、特に町外から、紫尾山にクワや蘭玉を取るゆすり網等を持ち込む人を見かけると聞く。自然環境保護と町花

町長 鹿児島県レッドデータブックによると、寒蘭は絶滅危惧一種となっている。存続を脅かしている原因は、観賞用採取

となつていて。紫尾山の大部分は、国有林である。また、県の希少動植物保護条例が、三月二十二日から施行されるので、新たに町で条例を制定する考えはない。薩摩寒蘭について、薩摩寒蘭同好会の協力をいただきながら、「町花まつり」を実施するなど、この地方を代表する高貴で貴重な花として、振興に努めたい。



町役場敷地内に建てられている「愛蘭之碑」